

自己資本の充実の状況

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの算出においては標準的手法（注）を採用しております。
（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のことです。

自己資本の構成に関する開示事項

●自己資本の構成及び自己資本比率（連結）

（単位：百万円、％）

項目	2019年3月期	2020年3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	45,945	46,949
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,246	21,243
うち、利益剰余金の額	25,151	26,159
うち、自己株式の額（△）	188	189
うち、社外流出予定額（△）	263	263
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 13	△ 32
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	△ 13	△ 32
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	38	38
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,513	1,727
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,513	1,727
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000	15,000
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,186	924
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,469	1,206
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	65,139	65,814
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	260	169
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	260	169
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1	0
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	261	169
自己資本		
自己資本の額（（イ） - （ロ））（ハ）	64,877	65,644
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	625,619	659,576
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,205	3,542
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,066	△ 1,592
うち、上記以外に該当するものの額	5,272	5,135
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	27,072	26,901
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	652,692	686,477
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.94%	9.56%

●自己資本の構成及び自己資本比率（単体）

（単位：百万円、％）

項目	2019年3月期	2020年3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	44,071	44,981
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,246	21,246
うち、利益剰余金の額	23,277	24,188
うち、自己株式の額（△）	188	189
うち、社外流出予定額の額（△）	263	263
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	38	38
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,443	1,642
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,443	1,642
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000	15,000
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,186	924
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	61,739	62,586
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	249	164
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	249	164
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	249	164
自己資本		
自己資本の額（（イ） - （ロ））（ハ）	61,489	62,421
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	614,393	648,487
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,205	3,542
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,066	△ 1,592
うち、上記以外に該当するものの額	5,272	5,135
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	26,053	25,864
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	640,446	674,351
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.60%	9.25%

定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

- 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。
- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
P.40に記載しております。
- 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
2019年3月期及び2020年3月期ともに該当ありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
2019年3月期及び2020年3月期ともに該当ありません。
- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結子会社4社全てにおいて債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っておりません。

自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要は、以下のとおりであります。

2019年3月31日現在

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード こうぜん地域協働投資事業有限責任組合
資本調達手段の種類	普通株式	第1種優先株式（注）	新株予約権	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額				
連結自己資本比率	21,057百万円	15,000百万円	38百万円	1,469百万円
単体自己資本比率	21,057百万円	15,000百万円	38百万円	-百万円
配当率又は利率	-	1.236% 日本円TIBOR（12ヶ月物） +1.10%	-	-

2020年3月31日現在

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード こうぜん地域協働投資事業有限責任組合
資本調達手段の種類	普通株式	第1種優先株式（注）	新株予約権	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額				
連結自己資本比率	21,053百万円	15,000百万円	38百万円	1,206百万円
単体自己資本比率	21,056百万円	15,000百万円	38百万円	-百万円
配当率又は利率	-	1.236% 日本円TIBOR（12ヶ月物） +1.10%	-	-

（注）第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、詳細は第1種優先株式の概要に記載しております。

【第1種優先株式の概要】

償還等を可能とする特約の概要	当行は、2019年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会開催日までの30連続取引日の全てにおいて終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。
初回償還可能日及びその償還金額	第1種優先株主は、第1種優先株式の取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）（2019年12月29日～2024年12月28日）中、当行に対して、自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、第1種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付するものとする。当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第1種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとする。

※その他の定性的な開示事項につきましては、P.22～P.26をご覧ください。

定量的な開示事項

- その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額
2019年3月期及び2020年3月期ともに該当ありません。

自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

●所要自己資本額

連 結

項 目	2019年3月期		2020年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	625,619	25,024	659,576	26,383
ソブリン向け	6,685	267	8,846	353
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,167	646	11,991	479
法人等向け	333,497	13,339	350,899	14,035
中小企業等向け及び個人向け	107,941	4,317	109,736	4,389
抵当権付住宅ローン	9,072	362	9,091	363
不動産取得等事業向け	41,554	1,662	39,658	1,586
三月以上延滞等	1,690	67	1,027	41
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,945	117	3,008	120
出資等	15,755	630	21,435	857
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
上記以外の資産	67,409	2,696	76,080	3,043
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	27,092	1,083	33,682	1,347
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,375	55	861	34
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)	19,911	796	22,430	897
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,272	210	5,135	205
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,066	△ 162	△ 1,592	△ 63
オフ・バランス取引等	1,607	64	1,664	66
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便的リスク測定方式)	175	7	163	6
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	27,072	1,082	26,901	1,076
総所要自己資本額		26,107		27,459

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
2. ソブリンには、わが国の政府関係機関向け、地方三公社向けを含んでおります。

単 体

項 目	2019年3月期		2020年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	614,393	24,575	648,487	25,939
ソブリン向け	6,685	267	8,846	353
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,167	646	11,991	479
法人等向け	336,109	13,444	353,426	14,137
中小企業等向け及び個人向け	107,918	4,316	109,736	4,389
抵当権付住宅ローン	9,072	362	9,091	363
不動産取得等事業向け	41,554	1,662	39,658	1,586
三月以上延滞等	1,147	45	604	24
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,945	117	3,008	120
出資等	16,155	646	21,806	872
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
上記以外の資産	53,737	2,149	62,516	2,500
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	27,092	1,083	33,682	1,347
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,334	53	799	31
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)	19,911	796	22,430	897
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,272	210	5,135	205
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,066	△ 162	△ 1,592	△ 63
オフ・バランス取引等	1,607	64	1,664	66
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便的リスク測定方式)	175	7	163	6
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	26,053	1,042	25,864	1,034
総所要自己資本額		25,617		26,974

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
2. ソブリンには、わが国の政府関係機関向け、地方三公社向けを含んでおります。

信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

連結

	2019年3月期					2020年3月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高
	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引			貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引		
国内計	1,133,736	698,656	188,260	296	5,127	1,175,535	714,799	185,842	294	4,583
国外計	50,313	1,339	48,531	278	-	48,978	1,300	46,824	224	-
地域別合計	1,184,049	699,996	236,792	574	5,127	1,224,514	716,100	232,667	519	4,583
製造業	75,099	59,505	8,870	-	334	81,488	61,942	12,977	2	500
農業、林業	4,898	4,804	50	-	39	4,880	4,686	150	-	41
漁業	5,519	5,329	190	-	101	5,971	5,751	220	-	100
鉱業、採石業、砂利採取業	234	234	-	-	-	279	279	-	-	-
建設業	39,557	36,354	2,873	-	889	43,986	39,725	3,833	-	604
電気・ガス・熱供給・水道業	41,366	34,934	5,970	-	-	41,339	35,312	5,565	-	-
情報通信業	13,074	8,366	3,801	-	93	14,544	9,749	3,941	-	-
運輸業、郵便業	19,792	14,771	4,369	-	5	20,434	17,566	2,146	1	1
卸売業、小売業	101,325	91,279	7,606	2	644	101,371	90,163	9,011	2	673
金融業、保険業	165,483	40,845	119,949	572	160	177,281	40,207	131,939	512	154
不動産業、物品賃貸業	118,463	107,788	10,486	-	1,468	121,439	110,437	10,836	-	1,269
各種サービス業	115,712	111,398	3,454	-	671	119,259	113,573	5,096	-	607
国・地方公共団体	292,144	85,736	69,168	-	-	292,085	86,694	46,949	-	-
個人	98,483	98,483	-	-	114	99,875	99,875	-	-	92
その他	92,894	162	-	-	603	100,277	133	-	-	536
業種別合計	1,184,049	699,996	236,792	574	5,127	1,224,514	716,100	232,667	519	4,583
1年以下	324,567	146,705	38,588	5	-	357,283	163,882	32,213	-	-
1年超3年以下	138,200	83,440	54,195	86	-	120,751	79,864	40,822	64	-
3年超5年以下	112,308	78,328	33,943	36	-	115,644	81,440	34,143	60	-
5年超7年以下	81,512	63,393	17,981	137	-	76,067	60,526	15,490	51	-
7年超10年以下	109,050	89,961	19,080	7	-	108,973	91,703	17,263	7	-
10年超	305,874	232,742	73,002	129	-	326,683	233,832	92,733	118	-
期間の定めのないもの	112,536	5,422	-	171	-	119,109	4,850	-	218	-
残存期間別合計	1,184,049	699,996	236,792	574	-	1,224,514	716,100	232,667	519	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。

単体

	2019年3月期					2020年3月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高
	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引			貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引		
国内計	1,122,532	701,477	188,260	296	4,524	1,164,442	717,567	185,842	294	4,046
国外計	50,313	1,339	48,531	278	-	48,978	1,300	46,824	224	-
地域別合計	1,172,845	702,817	236,792	574	4,524	1,213,420	718,867	232,667	519	4,046
製造業	74,694	59,505	8,870	-	334	80,963	61,942	12,977	2	500
農業、林業	4,898	4,804	50	-	39	4,880	4,686	150	-	41
漁業	5,519	5,329	190	-	101	5,971	5,751	220	-	100
鉱業、採石業、砂利採取業	234	234	-	-	-	279	279	-	-	-
建設業	39,557	36,354	2,873	-	889	43,986	39,725	3,833	-	604
電気・ガス・熱供給・水道業	41,315	34,934	5,970	-	-	41,288	35,312	5,565	-	-
情報通信業	13,044	8,366	3,801	-	93	14,514	9,749	3,941	-	-
運輸業、郵便業	19,792	14,771	4,369	-	5	20,434	17,566	2,146	1	1
卸売業、小売業	101,285	91,279	7,606	2	644	101,331	90,163	9,011	2	673
金融業、保険業	165,473	40,845	119,949	572	160	177,272	40,207	131,939	512	154
不動産業、物品賃貸業	121,576	110,609	10,486	-	1,468	124,499	113,204	10,836	-	1,269
各種サービス業	116,195	111,398	3,454	-	671	119,832	113,573	5,096	-	607
国・地方公共団体	292,144	85,736	69,168	-	-	292,085	86,694	46,949	-	-
個人	98,483	98,483	-	-	114	99,875	99,875	-	-	92
その他	78,628	162	-	-	-	86,205	133	-	-	-
業種別合計	1,172,845	702,817	236,792	574	4,524	1,213,420	718,867	232,667	519	4,046
1年以下	325,257	147,396	38,588	5	-	357,862	164,461	32,213	-	-
1年超3年以下	138,712	83,953	54,195	86	-	121,330	80,443	40,822	64	-
3年超5年以下	113,926	79,947	33,943	36	-	117,254	83,050	34,143	60	-
5年超7年以下	81,512	63,393	17,981	137	-	76,067	60,526	15,490	51	-
7年超10年以下	109,050	89,961	19,080	7	-	108,973	91,703	17,263	7	-
10年超	305,874	232,742	73,002	129	-	326,683	233,832	92,733	118	-
期間の定めのないもの	98,511	5,422	-	171	-	105,248	4,850	-	218	-
残存期間別合計	1,172,845	702,817	236,792	574	-	1,213,420	718,867	232,667	519	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

連 結

	2019年3月期			2020年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,335	178	1,513	1,513	214	1,727
個別貸倒引当金	10,024	440	10,465	10,465	△ 338	10,126
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-
合 計	11,360	618	11,978	11,978	△ 124	11,854

単 体

	2019年3月期			2020年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,293	150	1,443	1,443	198	1,642
個別貸倒引当金	9,892	331	10,223	10,223	△ 351	9,872
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-
合 計	11,186	481	11,667	11,667	△ 153	11,514

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

連 結

	2019年3月期			2020年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国 内 計	10,024	440	10,465	10,465	△ 338	10,126
国 外 計	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	10,024	440	10,465	10,465	△ 338	10,126
製 造 業	347	324	671	671	△ 307	364
農 業、林 業	10	0	10	10	13	23
漁 業	24	△ 4	19	19	△ 6	12
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	288	156	444	444	△ 87	356
電気・ガス・熱供給・水道業	-	34	34	34	△ 4	29
情 報 通 信 業	21	49	71	71	△ 48	22
運 輸 業、郵 便 業	710	15	726	726	△ 27	698
卸 売 業、小 売 業	1,087	△ 197	889	889	△ 72	817
金 融 業、保 険 業	-	44	44	44	110	154
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	697	15	712	712	△ 58	653
各 種 サ ー ビ ス 業	6,614	△ 98	6,515	6,515	144	6,659
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個 人	91	△ 8	83	83	△ 5	78
その他(連結子会社勘定)	132	109	241	241	12	254
業 種 別 合 計	10,024	440	10,465	10,465	△ 338	10,126

(注) 1. 一般貸倒引当金につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。
2. 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他(連結子会社勘定)に計上しております。

単 体

	2019年3月期			2020年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国 内 計	9,892	331	10,223	10,223	△ 351	9,872
国 外 計	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	9,892	331	10,223	10,223	△ 351	9,872
製 造 業	347	324	671	671	△ 307	364
農 業、林 業	10	0	10	10	13	23
漁 業	24	△ 4	19	19	△ 6	12
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	288	156	444	444	△ 87	356
電気・ガス・熱供給・水道業	-	34	34	34	△ 4	29
情 報 通 信 業	21	49	71	71	△ 48	22
運 輸 業、郵 便 業	710	15	726	726	△ 27	698
卸 売 業、小 売 業	1,087	△ 197	889	889	△ 72	817
金 融 業、保 険 業	-	44	44	44	110	154
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	697	15	712	712	△ 58	653
各 種 サ ー ビ ス 業	6,614	△ 98	6,515	6,515	144	6,659
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個 人	91	△ 8	83	83	△ 5	78
そ の 他	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	9,892	331	10,223	10,223	△ 351	9,872

(注) 一般貸倒引当金につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。

●業種別の貸出金償却の額

	貸出金償却			
	連 結		単 体	
	2019年3月期	2020年3月期	2019年3月期	2020年3月期
製 造 業	141	19	141	19
農 業、林 業	1	0	1	0
漁 業	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	206	6	206	6
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	4	0	4	0
卸 売 業、小 売 業	28	16	28	16
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	0	0	0	0
各 種 サ ー ビ ス 業	64	3	64	3
国・地方公共団体	-	-	-	-
個 人	0	0	0	0
そ の 他	-	-	-	-
その他（連結子会社勘定）	1	0	-	-
業 種 別 計	447	48	446	47

(注) 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他（連結子会社勘定）に計上しております。

- 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

連 結

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	2019年3月期		2020年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	3,343	312,727	547	313,277
10%	3,500	99,301	3,500	112,679
20%	63,246	9,937	60,083	13,369
35%	-	32,946	-	32,101
50%	36,128	5,240	36,423	4,385
75%	-	144,888	-	148,505
100%	32,924	398,326	33,734	423,144
150%	-	3,658	-	2,305
250%	-	10,890	-	13,755
350%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
合 計	139,143	1,017,916	134,289	1,063,524

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイトの算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限られております。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
3. 格付を適用した投資信託、特定金銭信託は各ファンドごとにリスク・ウェイトを算出し、リスク・ウェイト区分の分類は、算出したリスク・ウェイト以上の最も近い区分に算入しております。

単 体

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	2019年3月期		2020年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	3,343	312,725	547	313,274
10%	3,500	99,301	3,500	112,679
20%	63,246	9,937	60,083	13,369
35%	-	32,946	-	32,101
50%	36,128	5,240	36,423	4,385
75%	-	144,858	-	148,505
100%	32,924	387,705	33,734	412,541
150%	-	3,296	-	2,022
250%	-	10,874	-	13,731
350%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
合 計	139,143	1,006,885	134,289	1,052,610

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイトの算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限られております。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
3. 格付を適用した投資信託、特定金銭信託は各ファンドごとにリスク・ウェイトを算出し、リスク・ウェイト区分の分類は、算出したリスク・ウェイト以上の最も近い区分に算入しております。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	連 結		単 体	
	2019年3月期	2020年3月期	2019年3月期	2020年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	4,245	4,085	4,245	4,085
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	9,163	8,610	9,163	8,610

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

●派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式（注）にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法であります。

●派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

	連 結		単 体	
	2019年3月期	2020年3月期	2019年3月期	2020年3月期
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額	84	144	84	144
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	574	519	574	519
派 生 商 品 取 引	574	519	574	519
外 国 為 替 関 連 取 引	475	458	475	458
金 利 関 連 取 引	98	60	98	60
株 式 関 連 取 引	-	-	-	-
そ の 他 取 引	-	-	-	-
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	-	-	-	-
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	574	519	574	519

(注) 1. 原契約期間から営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除きます。
2. 与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）は、再構築コスト及びグロスのアドオン額（想定元本額に金融庁告示第19号第79条の2に定める掛け目を乗じた額）の合計額であります。

●グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

2019年3月期及び2020年3月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

2019年3月期及び2020年3月期ともに該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

2019年3月期及び2020年3月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

2019年3月期及び2020年3月期ともに該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

複数の資産を裏付とする資産のうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

●オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

2019年3月期及び2020年3月期ともに該当ありません。

●投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

2019年3月期及び2020年3月期ともに該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

●出資等の貸借対照表計上額及び時価

連結

	2019年3月期		2020年3月期	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	16,600		14,528	
上記に該当しない出資等	1,238		1,287	
合計	17,838	17,838	15,816	15,816

単体

	2019年3月期		2020年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	15,899		13,884	
上記に該当しない出資等	1,956		1,977	
合計	17,856	17,856	15,861	15,861

●出資等の売却及び償却に伴う損益の額

	連結		単体	
	2019年3月期	2020年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売却損益額	629	553	629	485
償却額	104	329	117	337

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	連結		単体	
	2019年3月期	2020年3月期	2019年3月期	2020年3月期
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	4,656	2,864	4,274	2,538
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	連結		単体	
	2019年3月期	2020年3月期	2019年3月期	2020年3月期
リスク・スルー方式	44,480	45,304	44,480	45,304
マンドレート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式	-	-	-	-
合計	44,480	45,304	44,480	45,304

- (注)
- 「リスク・スルー方式」とは、保有エクスポージャーの裏付となる個々の資産の信用リスク・アセット総額を計算する方式です。
 - 「マンドレート方式」とは、上記「1」の方式が適用できない場合に、ファンドの運用基準 (マンドレート) に基づき、保有エクスポージャーの資産構成を保守的に想定し、個々の資産の信用リスク・アセット総額を計算する方式です。
 - 「蓋然性方式」とは、上記「1及び2」の方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下 (又は400%以下) である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250% (又は400%) のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。
 - 「フォールバック方式」とは、上記「1~3」の方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

連結

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		2020年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2019年3月期				
1	上方パラレルシフト	10,198	10,395	116					
2	下方パラレルシフト	3,265	3,098	22					
3	スティープ化	5,793	6,461						
4	フラット化	341	222						
5	短期金利上昇	3,013	3,229						
6	短期金利低下	860	539						
7	最大値	10,198	10,395	116					
		ホ		へ					
		2020年3月期		2019年3月期					
8	自己資本の額	65,644		64,877					

単体

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		2020年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2019年3月期				
1	上方パラレルシフト	10,198	10,395	116					
2	下方パラレルシフト	3,265	3,098	22					
3	スティープ化	5,793	6,461						
4	フラット化	341	222						
5	短期金利上昇	3,013	3,229						
6	短期金利低下	860	539						
7	最大値	10,198	10,395	116					
		ホ		へ					
		2020年3月期		2019年3月期					
8	自己資本の額	62,421		61,489					

(注) 上記「IRRBB1：金利リスク」の二欄は、「開示告示 別紙様式第11号の2」の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。

報酬等に関する開示事項

1. 当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの、及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等としております。

なお、当行グループは、当行及び連結子会社である株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カード、こうぎん地域協働投資事業有限責任組合の4社で構成されておりますが、連結総資産に対する連結子法人等の総資産の割合は2%を超えておりませんので、主要な連結子法人等に該当するものではありません。また、経営上重要な影響を与える連結子法人等にも該当していません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分毎の報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

取締役の基本報酬の決定に当たっては、当行の業績を踏まえて、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内で、役位毎の責任の重さに応じて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。業績連動型株式報酬の決定におきましても、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

監査役の報酬につきましては、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定した金額としております。

2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬に分けられ、2017年6月27日開催の定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入及び信託拠出額の範囲(当初4年間は72百万円、延長の場合は3年毎に54百万円)を決定しております。なお、社外取締役及び監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

当行では、取締役候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役・監査役の選任・解任(株主総会決議事項)や代表取締役の選任・解任、後継者計画に関する事項のほか、業績連動型株式報酬を含む取締役等の報酬に関する事項などについて審議のうえ、答申を行っております。

委員会は2018年11月に設置し、取締役4名(うち社外取締役3名)、社外監査役3名で構成しており、社外取締役が委員長を務めております。2019年度には委員会を5回開催して、執行役員の選任及び監査役の選任並びに役員報酬などを審議しております。

また、業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当す

る当行の株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益15億円であり、実績は12億円でした。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

●対象役職員の報酬等の総額（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：人、百万円）

区分	人数	報酬等の総額	固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職慰労金	
			基本報酬	ストックオプション		基本報酬	賞与	株式報酬		
対象役員 （除く社外役員）	8	130	117	117	-	12	-	-	12	-
対象従業員等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 対象役員は、社外取締役及び社外監査役を除いております。
2. 株式報酬型ストックオプションの権利行使期間は、新株予約権の割当日の翌日から30年以内としております。
なお、新株予約権を割当てられた取締役は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。

	行使期間
第1回新株予約権	2008年8月27日から2038年8月26日まで
第2回新株予約権	2009年8月28日から2039年8月27日まで
第3回新株予約権	2010年9月1日から2040年8月31日まで
第4回新株予約権	2011年8月26日から2041年8月25日まで
第5回新株予約権	2012年9月13日から2042年9月12日まで
第6回新株予約権	2013年12月27日から2043年12月26日まで
第7回新株予約権	2014年8月28日から2044年8月27日まで
第8回新株予約権	2015年8月27日から2045年8月26日まで
第9回新株予約権	2016年8月25日から2046年8月24日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。